

旭川医科大学病院地域医療総合センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院地域医療総合センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院地域医療総合センター規程（平成17年旭医大達第68号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる<u>部署</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 救命救急センター</p> <p>(2) 集中治療部</p> <p>(3) 総合診療部</p> <p>(4) 遠隔医療センター</p> <p>(5) <u>患者総合サポートセンター</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年5月21日から施行し、改正後の第3条の規定については、令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正及び規定の整備を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる<u>中央診療施設等</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 救命救急センター</p> <p>(2) 集中治療部</p> <p>(3) 総合診療部</p> <p>(4) 遠隔医療センター</p> <p>(5) <u>地域医療連携室</u></p> <p>(略)</p>